

令和6年度兵庫支部事業計画（案）について

第6期アクションプランにおける全体像について（第5期から第6期の変更点）

第5期

第6期

I. 近年の協会けんぽをめぐる動向

II. 第5期における協会けんぽ運営の基本方針

III. 具体的施策

(1) 基盤的保険者機能関係

- ① 健全な財政運営
- ② サービス水準の向上
- ④ 限度額適用認定証の利用促進 → 令和5年4月からのオンライン資格確認義務化に伴い廃止とする
- ⑤ 現金給付の適正化の推進
- ⑥ 効果的なレセプト内容点検の推進
- ④ 美道整復施術療養費の照会業務の強化
- ⑥ あんまマッサージ指圧・はりきょう施術療養費の審査業務の適正化の推進 } 現金給付等の適正化の推進に統合する
- ⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- ④ 被扶養者資格の再確認の徹底 } 現金給付等の適正化の推進に統合する
- ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施 → オンライン資格確認システムのみならず広く医療DXや電子申請等に対応できるよう項目名を見直しする
- ⑪ 業務改革の推進

(2) 戦略的保険者機能関係

- ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の善質な実施
 - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) 健康経営（コロボヘルス）の推進
- ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 → 保険者機能を支える基盤強化として 広報基本方針等の策定を分離する
- ③ シェアック医薬品の使用促進 → 医療資源の適正使用の観点で再編とする
- ④ インセンティブ制度の実施及び検証
- ⑤ 支部で実施した好事例の全国展開
- ⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信
- ⑦ 調査研究の推進 → 調査研究の推進を内部事項と外部事項に分離する

(3) 組織・運営体制関係

- I) 人事・組織に関する取組
 - ① 人事制度の適正な適用と標準人員に基づく人員配置
 - ② 人事評価制度の適正な適用
 - ③ OJTを中心とした人材育成
 - ④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化 → アクションプラン全体を貫く理念として、基本理念等に明記
 - ⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の底上げ するとともに、(2) I) ①②③、(3) I) ②等に明記する
- II) 内部統制に関する取組
 - ① 内部統制の強化
 - ② リスク管理 → リスク管理から個人情報保護を分離し、単独で項目立てする
 - ③ コンプライアンスの徹底 } また、項目名を災害対応等に変更する
- III) その他の取組
 - ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - ② 次期システム構想の実現等 → システム刷新後の対応を記載する方向で見直しする

保険者機能強化アクションプラン（第5期）KPI一覧

1. 近年の協会をめぐる動向

2. 第6期における協会運営の基本方針

3. 具体的施策

(1) 基盤的保険者機能の盤石化

- I) 健全な財政運営
- II) 業務改革の実践と業務品質の向上
 - ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底
 - ② サービス水準の向上
 - ③ 現金給付等の適正化の推進
 - ④ レセプト点検の精度向上
 - ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化
- III) ICT化の推進

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮

- I) データ分析に基づく事業実施
 - ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
 - ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用
 - ③ 好事例の横展開
- II) 健康づくり
 - ① 保健事業の一層の推進
 - ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ③ 特定保健指導実施率及び質の向上
 - ④ 重症化予防対策の推進
 - ⑤ コロボヘルスの推進
- III) 医療費適正化
 - ① 医療資源の適正使用
 - ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信
 - ③ インセンティブ制度の実施及び検証
- IV) 広報活動や顔の見える地域ネットワークを通じた加入者等の理解促進

(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- I) 人事・組織
 - ① 人事制度の適正な適用
 - ② 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置
 - ③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
 - ④ 働き方改革の推進
 - ⑤ 風通しのよい組織づくり
 - ⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上
- II) 内部統制等
 - ① 内部統制の強化
 - ② 個人情報の保護の徹底
 - ③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
 - ④ 災害等の対応
 - ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- III) 広報基本方針・広報計画の策定
- IV) システム整備
 - ① 協会システムの安定運用
 - ② 制度改正等に係る適切なシステム対応
 - ③ 業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上
 - ④ 中長期を見据えたシステム対応の実現

第6期保険者機能強化アクションプランKPI一覧

令和6年度兵庫支部事業計画（案）

令和6年度 事業計画（兵庫支部）	令和5年度 事業計画（兵庫支部）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等によ</p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展に</p>

り、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ 職員の多能化と意識改革を促進し、生産性を向上させることにより、業務量の多寡や優先度に対応する最適な事務処理体制を構築する。
- ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあつ

より、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の推進 **【移動】**

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、多能化及び生産性の向上を推進する。
- ・ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQ を整備するとともに、効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。
- ・ 新業務システム（令和 5 年 1 月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあつ

での基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- ・ 申請書とリーフレット、返信用封筒をセットした「任継セット」を作成し、大規模事業所に配置する等、申請書を入手しやすい環境を整備し、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査を活用し、お客様の声から協会の課題を見出し迅速に対応する。また、加入者からの相談・照会に的確に対応するため職員に接遇研修等を実施し、サービス水準の向上に努める。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であ

での基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の促進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

○ サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- ・ 申請書とリーフレット、返信用封筒をセットした「任継セット」を作成し、大規模事業所に配置する等、申請書を入手しやすい環境を整備し、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査を活用し、お客様の声から協会の課題を見出し迅速に対応する。また、加入者からの相談・照会に的確に対応するため職員に接遇研修等を実施し、サービス水準の向上に努める。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であ

り、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPI の100%を達成することは、困難度が高い。

■ KPI :

- 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

【廃止】

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を

り、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPI の100%を達成することは、困難度が高い。

■ KPI :

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員のへのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配置する等、申請書を入手しやすい環境を整備し、利用促進を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。

意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、不正の疑いのある事案については、厚生局へ情報提供を行うなど、厳正に対応する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

【③現金給付等の適正化の推進に統合】

○柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI :

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月

④ レセプト点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等が行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）の優先的かつ重点的な審査や、今後の内容点検体制のあり方について検討する。
- ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の効果的かつ効率的な点検を推進する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が

15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 医療費の適正化を図るために、システムを最大限に活用し、柔軟かつ最適な事務処理体制による効果的なレセプト点検を実施する。

【資格点検】

- ・ オンライン資格確認のさらなる拡充、新業務システムの導入（令和 5 年 1 月）による点検を活用したうえで、最適な事務処理体制により、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。

【外傷点検】

- ・ 新業務システムの導入（令和 5 年 1 月）による新たな業務フローを活用し、点検の効率化、損害賠償金請求における加害者や損害保険会社に対する早期の折衝により、最適な事務処理体制による効果の最大化を図る。

【内容点検】

- ・ 効果的なレセプト内容点検を実施するため、社会保険診療報酬支払基金と連携して効果額の向上を図るとともに、点検員のスキルアップにより、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた

高い。

■ KPI :

- 1) [協会のレセプト点検](#)の査定率 (※) について対前年度以上とする
(※) 査定率 = [協会のレセプト点検](#)により査定 (減額) した額 ÷ 協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 発生した債権 (返納金、損害賠償金等) については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話による催告や、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施など、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・ 返納金債権発生防止として、保険証未返納者に対する早期の返納催告や、支部独自の事業所あて返納催告を確実に実施する。また、日本年金機構や関係機関と協力連携し、資格喪失時における保険証の返納や、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう周知徹底する。

(※) 。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

(※) 電子レセプトの普及率は 98.8% (2020 年度末) となっており、査定するの
ないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI :

- ① [社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検](#)の査定率 (※) について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会 [けんぽ](#) の医療費総額
- ② 協会 [けんぽ](#) の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 保険証回収強化のため、日本年金機構との連携を強化し、資格喪失処理後早期に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対しても、事業所データ等を活用した文書・訪問により保険証の早期返却依頼と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取り組みとともに、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施など、効果的な回収方法を活用し、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

■ KPI：

- 1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする
- 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする。

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※1）社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

（※3）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

■ KPI：

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

【③現金給付等の適正化の推進に統合】

○ ICT化の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。

特に、2023 年 1 月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

- ・ マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格再確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI :

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進のための周知等を行い、加入者のマイナンバー収録率の向上を図る。
- ・ 国が進めるマイナンバーの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

む。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

○ データ分析に基づく事業実施

- ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
- ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

○ 調査研究の推進 **【移動】**

- ・ 医療費や健診結果の地域間格差の要因等について分析を行い、自支部の特徴や課題を把握するとともに、ホームページ等で広く情報発信する。

- ・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部から提供される医療費・健診データ等分析用マニュアルや統計分析研修等を活用するなど、研鑽を積むことのできる環境整備等による人材育成を通して、支部における調査研究の質の底上げを図る。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ・ 本部が実施する、外部有識者の知見を活用した調査研究事業の成果等を踏まえ新たに提示される事業等については、支部において柔軟かつすみやかに対応する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保すると

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

もに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

③ 好事例の横展開

- ・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」において、蓄積した分析手法に関するノウハウが全支部への横展開が図られた際には、そのノウハウを十分に活かし支部の事業に組み込む。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各

支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

● 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

【第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）6年後に達成する目標】

- ・ 特定保健指導対象者の減少率を全国平均以上とする（令和4年度 兵庫 34.5% 全国平均 34.1%）
- ・ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率を全国平均以上とする（令和4年度 兵庫 33.6% 全国平均 35.4%）
- ・ 人工透析者に占める新規人工透析者の割合を 27.8%（平成30年度～令和4年度の平均）以下とする

○ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

【上位目標】

平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（全国平均の健康寿命を目標とする）

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ 被保険者

- ・ 自己負担率引き下げや付加健診の対象年齢拡大の広報を積極的に実施する。
- ・ 実施機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、新規委託機関の増加を図る。
- ・ 業態別に過去の受診状況を検証し、受診率の低い業態や事業所等に対して、案内を工夫した効果的な受診勧奨を実施する。
- ・ 受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
- ・ 事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効率的に実施する。

■ 被扶養者

- ・ 被扶養者の事業者健診結果データを取得する。
- ・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制を継続する。
- ・ ホテルや商業施設等での無料集団健診の実施を更に拡大する。
- ・ 受診券を活用したミニドック健診実施を拡大する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

○ 健診実施率向上への取り組み

- ・ 生活習慣病予防健診について、実施機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、新規委託機関の増加を図る。
- ・ 生活習慣病予防健診について、事業主及び被保険者に対し、案内を工夫した効果的な受診勧奨を実施する。
- ・ 生活習慣病予防健診について、受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
- ・ 事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効率的に実施する。
- ・ 事業者健診データ提供にかかる事業主からの同意書の取得を前年度以上に拡大する。
- ・ 被扶養者の事業者健診結果データの取得を開始する。
- ・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制を継続する。
- ・ ホテルや商業施設等での無料集団健診の実施を更に拡大する。
- ・ 受診券を活用したミニドック健診実施を拡大する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：590,351人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 62.6%（実施見込者数：369,560人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 9.6%（取得見込者数：56,674人）
- 被扶養者（実施対象者数：166,535人）
 - ・ 特定健康診査 実施率 30.3%（実施見込者数：50,461人）
- KPI：
 - 1) 生活習慣病予防健診実施率を 62.6%以上とする
 - 2) 事業者健診データ取得率を 9.6%以上とする
 - 3) 被扶養者の特定健診実施率を 30.3%以上とする

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

【移動】

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：587,276人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 65.0%（実施見込者数：382,288人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 9.5%（取得見込者数：55,792人）
- 被扶養者（実施対象者数：171,845人）
 - ・ 特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：51,554人）
- KPI：
 - ① 生活習慣病予防健診実施率を 65.0%以上とする
 - ② 事業者健診データ取得率を 9.5%以上とする
 - ③ 被扶養者の特定健診実施率を 30.0%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

● 特定保健指導実施率向上への取り組み

- ・ 健診委託機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、健診当日の特定保健指導を増やす。大規模健診機関については、支部幹部が訪問し、経営層に対し働きかけを行う。
- ・ 第4期実施計画に基づく「アウトカム評価」を推進するため研修会を開催し、特定保健指導の質の向上を図る。
- ・ 特定保健指導未契約の健診実施機関に対し、特定保健指導に関する働きかけを行う。
- ・ 情報通信技術を活用する等、専門機関へ外部委託することにより、実施率の向上を図る。
- ・ 専門機関による店舗を活用した特定保健指導を拡大し、更なる利便性の向上を図る。
- ・ 支部窓口での特定保健指導を通年実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。
- ・ 特定保健指導の受け入れが進んでいない事業所に対し、利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。
- ・ 特定保健指導に該当間近な方等に対し、健診前に警鐘を鳴らす通知を送付し、対象者の減少につなげる。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

○ 特定保健指導実施率向上への取り組み

- ・ 健診委託機関に働きかけ、健診当日の特定保健指導を増やす。
- ・ 特定保健指導未契約の健診実施機関に対し、特定保健指導に関する働きかけを行う。
- ・ 専門機関へ外部委託することにより、実施率の向上を図る。
- ・ 情報通信技術を活用すること等により、更なる利便性の向上を図る。
- ・ 支部窓口での特定保健指導を通年実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。
- ・ 特定保健指導の受け入れが進んでいない事業所に対し、利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。
- ・ 特定保健指導に該当間近な方等に対し、健診前に警鐘を鳴らす通知を送付し、対象者の減少につなげる。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、

実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：84,821 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 18.0%（実施見込者数：15,268 人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,340 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 10.6%（実施見込者数：461 人）
- KPI：
 - 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 18.0%以上とする
 - 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 10.6%以上とする

実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

【移動】

- 被保険者（特定保健指導対象者数：89,369 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 38.1%（実施見込者数：34,050 人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,846 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 10.0%（実施見込者数：485 人）
- KPI：
 - ①被保険者の特定保健指導の実施率を 38.1%以上とする
 - ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 10.0%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

● 未治療者に対する受診勧奨

・健診受診後早期の受診勧奨(血圧・血糖・LDL コレステロール値)業務について、生活習慣病予防健診実施機関へ委託するなど、一定の質を確保しつつ効率的に実施する。

・健康づくり推進協議会でのご意見を踏まえ、効果的な受診勧奨を実施する。特に、より重症域に該当する未治療者には、早急に受診を促す勧奨を実施する。

● 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・糖尿病にかかる治療を中断したと思われる者を抽出し、受診勧奨を実施する。

・これまでの糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みを踏まえ、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI：

健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨実施予定人数 5,500人）

・健診受診後早期の受診勧奨(血圧・血糖・LDL コレステロール値)業務について、生活習慣病予防健診実施機関へ委託する。

・令和3年度支部調査研究事業の成果や健康づくり推進協議会でのご意見を踏まえ、効果的な受診勧奨を実施する。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・糖尿病治療中断者への受診勧奨を実施する。

・令和4年度に引き続き、これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI：

受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康診断カルテを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。
- ・ 健康づくり包括協定を基軸に自治体や商工会議所等との健康増進事業を推進し、兵庫県内の健康づくりの取り組みの充実を図る。
- ・ 健康経営に関し優良な取り組みを実施している事業所を表彰する「チャレンジ企業アワード」を兵庫県と共催し、健康経営の普及・推進を図る。また、健康経営セミナーを同時に開催し、健康経営の推進の機運を高めるとともに、好事例を共有できる環境構築を図る。
- ・ わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、健康講座や健康情報誌の提供、健康測定器の貸出などによる健康宣言事業所に対するフォローアップを実施し、事業所における社員のヘルスリテラシー向上を図る。
- ・ 禁煙リーフレットの配布を通じた禁煙啓発を実施することにより、喫煙率の低下を図る。
- ・ 産業保健総合支援センター等との連携を図りながら、メンタルヘルスセミナーを開催するなどメンタルヘルス対策を推進する。
- ・ 兵庫支部において機械器具製造業の医療費や血圧・血糖・脂質のリスク保有率が高い傾向があることから、さらにその詳細な分析を進めるとともに、明らかとなった傾向から事業所や業界団体への健康づくり推進に向けた働きかけを行う。
- ・ 毎年、確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの必要性をわかりやすく周知し、

iv) コラボヘルスの推進

- ・ ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。
- ・ 健康づくり包括協定を基軸に、各自治体の健康増進事業を協働し、兵庫県内の健康づくりの意識の向上を図る。
- ・ 全職員による事業所訪問を継続実施し、経済団体等関係機関と連携を図りながら、わが社の健康宣言事業の更なる拡大を図る。
- ・ わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、健康講座や健康情報誌の提供、健康測定器の貸出などによる宣言事業所に対するフォローアップを実施し、事業所における社員ヘルスリテラシーの向上を図る。また、兵庫県と連携し、優良な取り組みを実施している事業所を表彰する。
- ・ 健康宣言について、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、既存の宣言事業所に対し基本モデルに沿った宣言となるよう働きかけを行う。
- ・ 健康経営セミナーを開催し、宣言事業所の健康経営優良法人取得を促すとともに、好事例について共有できるような環境構築を図る。
- ・ 喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することにより、喫煙率の低下を図る。
- ・ 事業所担当者向けメンタルヘルスセミナーを開催し、メンタルヘルス予防対策を推進する。
- ・ 兵庫支部において機械器具製造業の医療費や血圧・血糖・脂質のリスク保有率が高い傾向があることから、さらにその詳細な分析を進めるとともに、

健康を保持するための「健康づくりサイクルの定着」を図る。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 50 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：

健康宣言事業所数を 1,790 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 兵庫支部におけるジェネリック医薬品使用割合は、2023 年 3 月診療分で 81.1%と 80%以上の水準に達しているが、引き続きこの水準を維持・向上できるよう、薬剤師会等の関係団体とも連携しつつ一層の使用促進に取り組む。

明らかとなった傾向から事業所や業界団体への健康づくり推進に向けた働きかけを行う。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：

健康宣言事業所数を 1,340 事業所(※)以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化対策【移動】

- ・ 定期的に医療機関を受診するお薬手帳未利用者に対するお薬手帳の利用勧奨について、前年度の効果検証を踏まえつつ実施する。

○ ジェネリック医薬品の使用促進【移動】

- ・ ジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、加入者に対しジェネリック医薬品軽減額通知事業や希望シールの配布など着実に取り組む。

- ・ 個別の薬局へそれぞれのジェネリック医薬品の使用状況等をまとめたものを送付する取り組みを継続する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・ 国の方針（※）を踏まえ、情報収集に努めながら使用促進の方策を検討する。

（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」

iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策

- ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を行う。

iv) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、かかりつけ医を持つことや小児救急電話相談 # 8000、不要不急の時間外受診や休日受診を控えることなどについて、加入者や事業主への周知・啓発を行う。

【重要度：高】

- ・ ジェネリック医薬品カルテやデータブックで取り組むべき課題を把握し優先順位を付けたうえで、見える化ツールを活用し、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。その際、必要に応じて県担当部局や関係機関と連携して実施する。

- ・ 薬局へジェネリック医薬品に関するお知らせを送付する際に、ジェネリック医薬品に対する取り組みの好事例を掲載し、横展開を図る。

- ・ 兵庫県薬剤師会との情報共有を図り、効果的な普及啓発に努める。

【移動】

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、かかりつけ医を持つことや小児救急電話相談 # 8000、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対する効果的な働きかけを実施する。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：

ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度末以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

・ 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するな

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：

ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度末以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

【移動】

・ 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出

ど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知・広報を行う。
- 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進
 - ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただく必要がある。

入状況等) や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を実施していく。

- ・ 保険者協議会の機能を強化し、発信力を高める。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI :

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

○ インセンティブ制度の着実な実施 【移動】

- ・ 加入者及び事業主に見直し後のインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き工夫した周知・広報を実施する。
- 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【移動】
 - ・ 支部広報会議で、兵庫支部広報計画を策定し、計画に基づいた広報を確実に実施する。
 - ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信するため、全支部共

- このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。
- 広報テーマに応じた広報資材を活用し、様々な広報媒体の特徴を活かし、ターゲットに合わせた広報を実施するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
- 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報紙等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。

■ KPI :

- 1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.0%以上とする
- 1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする

- 通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。
- メールマガジン登録者数の増加や内容充実を図るため、支部の課題に基づき、食生活や睡眠に関する情報についてコラムを提供するなど広報内容を見直し、必要な情報を効果的に配信する。
 - ホームページやメールマガジン等、協会が保有するツールを最大限活用する。また、動画を活用したデジタル広告や新聞広告を取り入れ広く情報発信を行う。
 - 関係団体と連携を図り、共同広報などを通じて加入者に対し多面的に情報提供を実施する。
 - 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
 - 令和 5 年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和 4 年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。

■ KPI:

- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 49.0%以上とする

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

○ 適切な人員配置

- ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推し進める。
- ・ 令和5年度に実施した業務量調査の結果により決定した支部の人員配置数を検証し、保険者機能の更なる強化・発揮等を推し進める。

○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を発揮するため、本部実施研修に加え、支部の課題に応じた研修を実施し、組織基盤の底上げを図る。

○ 風通しのよい組織づくり

- ・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間での意見交換や情報交換を積極的に取り組

3. 組織・運営体制関係

○ 人事制度の適正な運用と適切な人員配置

- ・ 研修等を通じ、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
- ・ 令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の状況を踏まえて、支部の人員配置を検証し、保険者機能の更なる強化・発揮等を推し進める。

○ 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

○ OJTを中心とした人材育成

- ・ 新規採用職員や経験の浅い職員等に対しては、計画的かつ継続的なOJT研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。
- ・ 主体的に「考勤」できる人材を目指し、本部実施研修に加え、支部独自研修や支部の課題に応じた研修を実施し、組織基盤の底上げを図る。
- ・ 日本年金機構と協働した研修を実施し、健康保険について幅広い知識を持った人材を育成する。

○ 本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部との更なる連携強化を図る。

み、連携強化を図る。

○ 支部業績評価の検証

- ・ 他支部との比較を通じて支部の強みと弱みを把握し、支部全体の取組の底上げを図り、業績向上につなげる。

○ 内部統制の強化

- ・ 研修等を活用して、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

○ 個人情報の保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。

○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

○ 支部業績評価の実施

- ・ 他支部との比較を通じて支部の強みと弱みを把握し、支部全体の取組の底上げを図り、業績向上につなげる。

○ 内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

○ リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

○ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、令和4年度に設置した外部相談窓口の周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。

○ 働き方改革の推進

- ・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。
- ・ 具体的には、年次有給休暇や育児休業の取得促進、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ 職員の健康増進を図るため、支部における健康経営を実践する。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理を行い経費の削減に努める。
- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI :

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

○ 支部における健康経営の実践

- ・ 職員の健康増進を図るため、支部における健康経営を実践する。
- ・ 支部における健康経営の実践状況を確認するため、職員にアンケートを実施する。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI :

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

令和6年度 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI
○業務改革の実践と業務品質の向上 サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする。
○業務改革の実践と業務品質の向上 レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	【削除】
○業務改革の実践と業務品質の向上 債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする ②返納金債権（診療報酬返還金（不当）を除く。）の回収率を対前年度以上とする。

令和5年度 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。
効果的なレセプト点検の推進	①診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

被扶養者資格の再確認の徹底	【削除】
---------------	------

被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする。
---------------	--------------------------------------

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を 62.6% 以上とする ②事業者健診データ取得率を 9.6% 以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を 30.3% 以上とする
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を 18.0% 以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 10.6% 以上とする
重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に 医療機関を受診した者の割合を 対前年度 以上とする
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 1,790 事業所以上とする。
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.0% 以上とする
医療費の適正化 医療資源の適正使用	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で対前年度以

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診実施率を 65.1% 以上とする ②事業者健診データ取得率を 9.5% 以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を 30.0% 以上とする
ii) 特定保健指導の実施率の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を 38.1% 以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 10.0% 以上とする
iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に 医療機関を受診した者の割合を 13.1% 以上とする
iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 1,340 事業所以上とする。
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 49.0% 以上とする
ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で対前年度以

	上とする。
医療提供体制に係る意見発信	【削除】

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>15%</u> 以下とする

	上とする。
医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>20%</u> 以下とする